

「省エネ診断員」更新について

「省エネ診断員認定証」又は「省エネ診断員育成講座修了証」の有効期限は発行後2年間とし、更新を希望する際は下記の2項目（講座・ポイント）を必須とする。

更新手続き期間は、有効期限の満了となる1か月前から満了日までに行う事とする。

尚、ポイントについては随時事務局に報告を行う事を原則とする。

更新時には、更新手数料 5,000 円が必要とする。

1. 更新講座（有料）について

一般社団法人エネルギーマネジメント協会が開催する**更新向け講座を年1回受講**することとする。

2. ポイント制度について

「省エネ診断員認定証」又は「省エネ診断員育成講座修了証」を更新時まで**50ポイント以上が必要とし、該当するポイントが証明できる書類を事務局に提出する事でポイントと認定する。**

また、100ポイントで「中級」、150ポイントで「上級」と認定をする。

ポイントは下記のとおりとする。

項 目	ポイント数
北九州市補助金申請の省エネ診断	9P
福岡県省エネルギー相談事業の省エネ診断	9P
独自省エネ診断	4P
その他行政に関連する省エネ診断	9P
電力・熱源・風量など計測報告書	5P
省エネルギーセンター並びに同等の講座受講	3P
エネルギー診断士など省エネに関する資格取得	10～20P
当協会又は行政主催のセミナー・研究会の参加	2P
当協会主催「省エネ診断員育成講座」試験合格者が合格後講座を受講した際は1講座(受講料1講座2,000円)	2P
上記以外のセミナー・研究会の参加	1P
省エネルギーセンター並びに同等の講座の講師	10～15P
当協会又は行政主催のセミナー・研究会の講師	4P
上記以外のセミナー・研究会の講師	2P

省エネ・環境のフェア・商談会の参加	1P
省エネ・環境のフェア・商談会の出展参加	3P
国の省エネ改修に伴う補助金申請業務で採択された場合	5P
国の省エネ改修に伴う補助金申請業務で不採択された場合	2P
地方自治体の省エネ改修に伴う補助金申請業務で採択された場合	4P
地方自治体の省エネ改修に伴う補助金申請業務で不採択された場合	1P
省エネ商品・サービスの販売	2P
省エネ商品・サービスの見積提案	2P
省エネ設備導入の工事	2P
省エネのコンサルタント	2P
省エネの設計	2P

注1) 上記に無い項目で省エネ診断に有効と認められるものは事務局に連絡し、事務局で協議により追加出来る事もある。

尚、追加された項目についてはHPで紹介する事とする。

注2) 証明できる書類とは、省エネ診断の写し、受講の証明できる書類（有料の場合は振込用紙の写し、無料については別途書類に受講証明を受ける又は当日の写真）、フェアの出展が判る書類、フェア参加が判る書類（当日写真など）、補助金の申請に関与した事が判る書類、省エネ商品・サービス・コンサルタント・設計を行った事が判る見積書又は請求書など

注3) 更新ポイント申請の際は、**必ず申請書の原本を事務局までご郵送下さい。(FAX又はメールでの送信は不可です。)**

注4) 申請書の内容記載については年月の順は遡らない様に4・5・6月など順番とし、年度が変わりましたら前年度の提出が無いように年度内に提出をして下さい。

3. 学生の方について

学生の方は上記ポイントの取得が難しいので、社会人になるまでの間は更新の猶予期間を設ける。